

「わたしの提案」の手引き

1 制度の趣旨

「わたしの提案」は、区民の皆様から区政に対する提案をいただき、区の施策の運営の参考として活用させていただく制度です。

【わたしの提案実施要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、区民が発案した区政に対する提案（以下「提案」という。）を受け付ける制度（以下「わたしの提案」という。）を設けることにより、区政運営の改善を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

2 提案できる方

提案できる方は、区内在住・在勤・在学の方です。
ただし、大田区議会議員、大田区職員は除きます。

【わたしの提案実施要綱】

(提案者)

第2条 提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、次のいずれかの要件を備えていなくてはならない。

- (1) 区の区域内に住所を有する者
- (2) 区の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区の区域内に存する学校に在学する者

2 前項の規定にかかわらず、大田区議会議員又は大田区職員は、この要綱に基づく提案をすることはできない。

3 提案の内容

以下のいずれかにあてはまる、前向きで建設的な内容をご提案ください。
また、提案の内容は具体的に記載してください。

- ◆区民の福祉が増大すること
- ◆行政のサービス水準が向上すること
- ◆公益上有効であること

ただし、以下(①～⑨)に掲げる内容については、わたしの提案として不受理とします。

- ①誹謗中傷又は公序良俗に反する内容を含むもの
- ②営利を目的とするもの
- ③政治、宗教又は思想に関する内容を含むもの
- ④調査、アンケート又はこれに類するもの
- ⑤同一人から同一趣旨を繰り返す内容のもの
- ⑥内容又は意図が不明確なもの
- ⑦匿名によるもの
- ⑧意見、要望又は問い合わせに関する内容のもの
- ⑨その他区長が不適当と判断したもの

【わたしの提案実施要綱】

(提案の内容)

第3条 提案は、区民の創意工夫に基づく建設的な内容で、具体的妥当性を有するものとし、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 区民の福祉が増大すること。
- (2) 行政のサービス水準が向上すること。
- (3) 公益上有効であること。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、わたしの提案として不受理とする。

- (1) 誹謗中傷又は公序良俗に反する内容を含むもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治、宗教又は思想に関する内容を含むもの
- (4) 調査、アンケート又はこれに類するもの
- (5) 同一人から同一趣旨を繰り返す内容のもの
- (6) 内容又は意図が不明確なもの
- (7) 匿名によるもの
- (8) 意見、要望又は問合せに関する内容のもの
- (9) その他区長が不適当と判断したもの

4 提案の提出方法

- (1) 大田区ホームページからの提出
ホームページの指定された入力フォームによりご提出いただく方法です。
- (2) 郵送による提出
提案用紙を郵送でご提出いただく方法です。
郵送料金のかからない専用封筒をご用意しています。
- (3) 窓口への提出
提案用紙を広聴広報課にご提出いただく方法です。
提出は、窓口受付時間内（午前8時30分～午後5時）にお願いいたします。

【提案用紙・封筒の設置場所】

広聴広報課・各特別出張所・各図書館（文化の森情報館を含む）

※ 提案用紙はホームページからもダウンロードできます。

（封筒のダウンロードはできません。）

- いただいたご提案に対する個別の回答はいたしません。

【わたしの提案実施要綱】

（提案の方法等）

第4条 提案者は、氏名、住所及び連絡先（電話番号、メールアドレス等直接提案者本人に連絡可能なものに限る。）（以下「氏名等」という。）を明記し、次の各号のいずれかの方法により、区長に対して提案するものとする。

- （1） わたしの提案用紙（別記第1号様式。以下「提案用紙」という。）により、企画経営部広聴広報課（以下「事務局」という。）へ郵送し、又は持参する方法
- （2） 区のホームページの専用入力フォームから、インターネットを經由して送信する方法

5 提案の公表

提案内容および調査検討結果の要旨は、広く区民の皆様へお知らせするため、個人が特定できない形で、大田区ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

【わたしの提案実施要綱】

第10条 区長は、第6条第1項の規定により受理した提案について、次に掲げる事項を公表することができる。

- （1） 提案内容の要旨
 - （2） 当該提案に対する調査検討結果の要旨
 - （3） その他区長が適当と認める事項
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。
- （1） 区のホームページへの掲載
 - （2） 区政情報コーナーでの閲覧
 - （3） その他区長が適当と認める方法
- 3 公表に当たっては、提案者の氏名等その他の個人等を特定できる記述を除くものとする。

6 個人情報の取扱い

個人情報については、大田区個人情報保護条例の規定に基づいて厳格に管理を行い、「わたしの提案」に関する目的以外では利用いたしません。

7 その他

- 必要な項目に記載がない場合は、受け付けできませんので、ご承知おきください。
- ホームページ上では、ウイルス感染などの危険を防ぐため、資料等を添付することはできません。
添付ファイルがある方は、入力フォームにて「添付資料 有」を選択してください。
広聴広報課から、添付ファイル送付用のメールアドレスをご連絡させていただきます。
- ファクシミリでの提出はできません。

【問合先】

大田区 企画経営部 広聴広報課 広聴担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話番号 03-5744-1135

ファクシミリ番号 03-5744-1504

大田区ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/>